平成２１年（フ）第１７５７３号
埼玉県川口市弥平４丁目11番23号
破産者　有限会社野田印刷
1　決定年月日　平成22年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７５７５号
埼玉県川口市東領家３丁目32―９、開始決定時の住所埼玉県川口市東領家３丁目19―14―201
破産者　野田　　操
1　決定年月日　平成22年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７５９９号
東京都中央区八丁堀２丁目26番６号
破産者　株式会社木守柿
1　決定年月日　平成22年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７６００号
東京都中野区上高田１丁目12―14―103
破産者　辻　　英充
1　決定年月日　平成22年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７６３２号
東京都文京区白山１丁目26番９号
破産者　有限会社明治家
1　決定年月日　平成22年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７６３３号
埼玉県さいたま市南区大谷場２丁目６－９－201
破産者　大橋　信夫
1　決定年月日　平成22年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７６４０号
千葉県船橋市習志野台７丁目26番51号
破産者　有限会社プロセード
1　決定年月日　平成22年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７６４１号
大阪府泉南市男里６丁目15―１―B805
破産者　渋谷　拓哉
1　決定年月日　平成22年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７６６９号
東京都江戸川区篠崎町７丁目６－９
破産者　楠瀬　雅之
1　決定年月日　平成22年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７７０２号
東京都渋谷区神宮前４丁目18番11号
破産者　株式会社インプレスプロモーション
1　決定年月日　平成22年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７７６３号
東京都足立区六木４丁目７番33号
破産者　株式会社プライムコーポレーション
1　決定年月日　平成22年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７７９０号
東京都新宿区西早稲田２丁目18番23号　スカイエスタビル２Ｆ
破産者　株式会社オブテイン・フューチャー
1　決定年月日　平成22年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７７９１号
東京都目黒区東山１丁目28―16―202
破産者　樋口　裕士
1　決定年月日　平成22年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７９３８号
新潟県十日町市太平67番地１
破産者　農事組合法人三ツ友菌床しいたけ生産組合
1　決定年月日　平成22年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７９３９号
新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢135―１
破産者　柳　　芳治
1　決定年月日　平成22年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７９４０号
新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢135―１
破産者　柳　　ミヨ
1　決定年月日　平成22年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８２７９号
茨城県常陸大宮市野上1580―25
破産者　本田　　歩
1　決定年月日　平成22年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８３３５号
東京都小平市御幸町６－３―303
破産者　浅井　春生
1　決定年月日　平成22年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８３３７号
福井県坂井市春江町いちい野中央212
破産者　田中　真一
1　決定年月日　平成22年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８３４０号
沖縄県島尻郡与那原町字与那原750
破産者　新崎　正悟
1　決定年月日　平成22年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８５２４号
東京都江東区亀戸７丁目16―10
破産者　永島　久子
1　決定年月日　平成22年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８５３７号
東京都江東区大島６丁目１－４―514
破産者　森　　みつ
1　決定年月日　平成22年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部